

最高裁平成五年（行ツ）第一四四号、六・一一・一一判決
判 決

上告人 東日本旅客鉄道株式会社
被上告人 中央労働委員会
右補助参加人 国鉄労働組合東京地方本部
右補助参加人 国鉄労働組合八王子支部
右補助参加人 国鉄労働組合新宿車掌区分会

右当事者間の東京高等裁判所平成四年（行コ）第九二号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成五年五月二〇日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

（主文）

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人の負担とする。

（理由）

上告代理人 Y1、同 Y2 の上告理由について
所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は採用することができない。
よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷